

整理番号	経-条申-16
------	---------

## 申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	経済戦略局スポーツ部スポーツ課(06-6469-3870)
処分課(担当)名	スポーツパーク八幡屋活性化グループ、大阪スポーツパートナーズ、(公財)フィットネス21事業団、大阪クリーン工房・SSK・KSC共同事業体、オーグーススポーツ・イオンディライト・パティネレジャー共同事業体、明治スポーツ・セントラルスポーツグループ、(株)ティップネス、新生ビルテクノ・東急スポーツオアシス・ゼット共同事業体、鶴見緑地スマイルパートナーズ(指定管理者)
処分の名称	大阪市立体育館の特別設備の設置許可
概要	大阪市立体育館条例(昭和31年12月15日大阪市条例第45号)に記載されている市内にある体育館及びスポーツセンターにおいて、仮設スタンド、放送設備等の特別設備を設置する場合に許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市立体育館条例(昭和31年12月15日大阪市条例第45号)第18条 (URL: <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
審査基準	◎特別設備の設置を許可する場合は、次に掲げる要件を満たす必要があります。  (1)特別設備の内容について、体育館と事前に打ち合わせをすること (2)設置期間を厳守すること (3)建物、設備若しくは設備などを損傷又は滅失したときは、体育館の指示するところに従い、これを速やかに原状に復し、又はその損害を賠償すること (4)設備に関して生じた一切の事故につきその責を負うものとする (5)設置期間中は、現場責任者を常駐させること (6)設備における塵埃は清掃し、体育館備品は所定の位置に返却すること (7)設備作業中は火気を使用しないこと。なお、喫煙は所定の場所で行うこと。
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	各施設事務所
提出時期	当日まで
提出方法	当日までに施設窓口で申し出てください。
手数料	各施設において、異なるため下記ホームページをご覧ください。
相談窓口	各施設事務所
ホームページ	<a href="https://www.opas.jp/osakashi/">https://www.opas.jp/osakashi/</a>
備考	